

平成20年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第1号）

議事日程〔第1号〕

6月10日（火曜日）午前10時 開会

開会宣告

開議宣告

- 日程第1** 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 第42号議案から第53号議案まで及び第1号報告から第3号報告まで並びに報第1号から報第6号まで上程
 提案理由説明
 質 疑
 委員会付託
 [ただし、報第1号から報第6号までは除く]

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

- | | |
|------|---------|
| 1 番 | 近 藤 紀 男 |
| 2 番 | 成 重 博 文 |
| 3 番 | 安 達 隆 |
| 4 番 | 尾 上 真 一 |
| 5 番 | 山 田 秀 夫 |
| 6 番 | 松 本 博 彰 |
| 7 番 | 中山田 健 晴 |
| 9 番 | 明 石 光 子 |
| 10 番 | 土 谷 力 |
| 11 番 | 村 上 和 人 |
| 12 番 | 鷺 海 政 幸 |
| 13 番 | 後 藤 龍太郎 |
| 14 番 | 安 東 正 洋 |
| 15 番 | 北 崎 安 行 |
| 16 番 | 川 原 直 記 |
| 17 番 | 河 野 正 春 |
| 18 番 | 山 本 博 文 |
| 19 番 | 菅 健 雄 |
| 20 番 | 堂 園 慶 吾 |
| 21 番 | 徳 永 浄 |
| 22 番 | 大 石 忠 昭 |

欠席議員（1名）

- 8 番 河 野 徳 久

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	増 田 正 義
議 事 係 長	清 水 栄 二
書 記	安 藤 雅 俊
書 記	近 藤 浩 二

説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	都 甲 昌 叡
会計管理者兼市参事兼会計課長	
	尾 形 雄 治
市参事兼総務課長	佐 藤 良 雄
市参事兼真玉市民センター長	
	山 田 泰 憲
市参事兼香々地市民センター長	
	安 東 洋 義
市参事兼環境課長	水 江 義 和
市参事兼消防長	福 光 博 文
企画情報課長	中 嶋 栄 治
財 政 課 長	野 村 信 隆
税 務 課 長	尾 造 正 直
市 民 課 長	河 野 英 男
福 祉 事 務 所 長	安 東 良 介
保 険 年 金 課 長	南 松 豊 久
子育て・健康推進課長	岩 永 澄 雄
商工観光課長	桑 原 茂 彦
農 林 振 興 課 長	井 上 晃 一
農 地 整 備 課 長	後 藤 則 隆
建 設 課 長	河 野 義 雄
下 水 道 課 長	佐 當 公 夫
水 道 課 長	甲 斐 好 信
人権・同和对策課長	安 東 正 洋
総務法規・秘書係長	飯 沼 憲 一
総 務 課 主 任	近 藤 毅

教育庁

教 育 長	河 野 潔
総 務 課 長	奥 田 秀 穂
学 校 教 育 課 長	早 田 義 司 郎
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	中 島 芳 治

議長（中山田健晴君） おはようございます。

6月10日

ただ今の出席議員は21名で議員定数の半数に達しております。よって、平成20年第2回豊後高田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました事務報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

議長（中山田健晴君） これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

議長（中山田健晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に15番北崎安行君及び16番川原直記君を指名いたします。

議長（中山田健晴君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月18日までの9日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から6月18日までの9日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付してあります会議予定表のとおりであります。

議長（中山田健晴君） 日程第3、第42号議案から第53号議案まで及び第1号報告から第3号報告まで並びに報第1号から報第6号までを一括議題といたします。

議長（中山田健晴君） 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長（永松博文君） 本日ここに第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

4月29日の昭和の日には、豊後高田市を祝う記念日として今年も、議員の皆様方を始め各種団体や自治委員の皆様方のご臨席を賜り、自治功労及び各分野功労といたしまして12名1団体の功労者表彰を行いました。また、当日は「昭和の町展示館」を新たに開館いたしました。この施設は、中央通り商

店街の旧大分合同銀行跡をリニューアルしたもので、「なんでも鑑定団」にもご登場されました伊地知隆輝様から寄贈いただいた当時の貴重な昭和の映画ポスター展示などを行っております。また、そば焼酎「六郷」の本格的な販売を、昭和の日から開始いたしましたので、お土産品等として観光消費額の増加を期待いたしているところでございます。

この日を含むゴールデンウィーク期間中の昭和の町では約38,000人、富貴寺、熊野磨崖仏、長安寺などの郊外にも昨年以上の観光客が訪れました。さらに、マテ貝掘りの真玉海岸や、夷谷仙境春まつりやそば祭りなどのイベントにおいても多くの観光客等で賑わい、元気な豊後高田市の活力を感じたところでございます。

また、毎年恒例の五月祭とふれあいマラソン大会が5月17日と18日に開催され、2,000人分のぶんご合鴨スーパー大鍋が瞬く間に空っぽになるほど大盛況でございました。

次に、新たに実施した昭和の町の取り組みについてでございます。4月19日に昭和の町において、東京丸の内に次いで全国で2番目、10万人未満都市では初の試みである「昭和の町・ノスタルジック昭和広告事業」を実施いたしました。これは、江崎グリコ株式会社からいただいた広告料を、昭和の町の観光パンフレット作成に充てるというもので、自主財源を確保するための実験的な事業でございました。また、同日に「地域貢献型広告とまちづくりin豊後高田昭和の町」と銘うち、福水健文経済産業省中小企業庁長官と広瀬勝貞大分県知事をお招きいたしまして、シンポジウムを実施いたしました。特に長官は昭和の町中を興味深く視察され、本市の取り組みに感心されているようでございました。

次に、真玉町商工会と香々地町商工会の合併についてであります。5月13日に調印式が行われ、7月1日から西国東商工会として新たなスタートを切ることとなり、地域の活性化と会員サービスの充実を期待いたしているところでございます。

また、農協の合併についてであります。6月1日に県内16箇所の合併により九州最大規模の農協が誕生いたしました。経営基盤強化など諸課題があるところでございますが、市の農業振興に大きな力となっただきますよう期待しているところでございます。

次に、5月28日に市民全員が主役となって取り組んでいただきましたチャレンジデー2008につ

いてでございます。このチャレンジデーとは毎年5月の最終水曜日に、全国一斉に開催されている住民総参加型の健康づくりのためのスポーツイベントで、今年は全国109箇所の参加により行われたようでございます。15分間以上の運動やスポーツを行った住民の参加率で競い合い、敗れたところは対戦相手の自治体の旗を掲揚するというルールのもと、初めて参加した本市の対戦相手は、4度目の参加の岩手県の大槌町でございました。大槌町は人口約17,000人の町で、かつて豊後高田市のエコマネーのデザインとして採用したキャラクターが登場するテレビ放送「ひょっこりひょうたん島」のモデルになった島があるといわれているところでもあります。当日は早朝6時のオープニングセレモニー後のラジオ体操や健康ウォークを皮切りに、同日に開催いたしましたごみゼロぶんごたかだ推進大会とのタイアップによる清掃ウォーキングや、市民健康教室や各種スポーツ教室その他各地区における様々な取り組みが行われました。午後からは雨で残念でしたが、皆様のおかげで58.6パーセント対58.3パーセントと僅差でしたが、なんとか勝利することができ、本市の市旗が遙か遠方の東北の地で翻る結果となりました。ただし、本市におきましても、引き分けに迫る大槌町の健闘を称え、大槌町の町旗を掲揚いたしました。市民全員が健康で長生きできますよう、今後、月に一度はこのような市民全員での運動をしようと考えているところでございます。

さて、合併後、市内中心部と周辺部との地理的及び時間的距離を短縮し、地域間格差のない一体的な発展にかかせない最重点プロジェクトとして位置づけ推進してきたケーブルネットワーク事業についてでございます。本年2月下旬から試験放送をしてきたケーブルテレビが、ついに今月1日から本放送を開始いたしました。

加入率は皆様のご尽力により約84パーセントにのぼり、ひとまず安堵したところでございます。放送内容につきましては、なにぶん初めてのことでいろいろとご不便をおかけいたしておりますが、市民の皆様のご意見・ご要望等も伺いながら、不都合な点の早期解消並びに自主放送番組の内容の充実及びクオリティの向上などに努めてまいりたいと考えているところでございます。また、安否確認システム及び緊急通報システムは、現在、年度内に準備が完了するよう進めているところでございます。また、ネットワークを活用したその他のシステムにつきま

しても、開発に努めてまいります。

次に、合併後、将来にわたって持続可能な財政運営の確立と、市の発展のために必要な各種事業を実施していくためには避けることのできない行政改革についてでございます。

まず、城台保育園についてですが、移管先の予定事業者がこの度、社会福祉法人真玉福祉会理事長木下秀孝氏に決定いたしました。本年2月に移管先事業者の公募をいたしましたところ2名の方から応募があり、5月2日、有識者や保護者代表を含む移管事業者選定委員会におきまして、応募理由や運営計画書などの書類審査とヒアリングを行った上、公平かつ公正に選定いたしましたものでございます。来年4月1日からの、民営ならではのサービス提供と効率的運営が期待できる移管に向け、準備作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、学校給食調理業務の委託についてですが、本年度当初予算に委託料を計上いたしました。諸事情により本年4月からの委託ができなかったため、この度、引き続き市直営により調理業務を行うため当面必要となる補正予算案を提出しているところでございます。

行政改革の取り組みにつきましては、今後も引き続き民間委託等を推進し、効率的な行政運営に努めてまいりたいと考えていますので、議員各位のご理解とご協力をお願いする次第であります。

次に、誘致企業関連等についてでございます。大分北部中核工業団地に立地されました株式会社浅野歯車九州の工場完成に伴う開所式が5月30日に行われました。この度建設された面積9,495平方メートルの工場では、主に自動車用最終減速装置や後車軸などが製造され、従業員は約80人でありました。また、6月4日には株式会社ヒロテック大分工場の竣工式が行われ、面積14,000平方メートルのこの工場では、主に自動車ドアなどが製造され、従業員は約90人でありました。この相次ぐ工場の開所等に伴う雇用創出により、新たな定住を期待しているところでございます。また、株式会社浅野歯車工作所より、浅野歯車九州の開所式の際、ダイハツのアトレーワゴンを寄贈いただいた次第であります。

また、嬉しいことに、ふるさと納税第1号といたしまして、東京都在住の豊後高田市ご出身の方から、5月15日に市内にお戻りのうえ、ふるさとの想いを込めたご浄財を賜りました。

それでは、本定例会に提案いたしました議案及び

6月10日

報告につきまして、その大要をご説明申し上げます。

初めに、予算関係の議案及び報告についてでございます。

第42号議案の平成20年度豊後高田市一般会計補正予算(第1号)につきましては、教育費の学校給食費を補正するものでございます。

補正予算の総額は、1,359万6,000円で、補正後の予算総額は、133億6,840万7,000円となり、当初予算と比べ0.1パーセントの増となります。

第1号報告の平成20年度豊後高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、平成19年度分の国民健康保険税の不足によりまして、平成19年度決算の歳入が不足する見込みとなり、その不足分を平成20年度予算から補填する措置を行ったものでございます。

補正予算の総額は1,961万円で、補正後の予算総額は32億7,080万2,000円となり、当初予算と比べ0.6パーセントの増となります。

第2号報告の平成20年度豊後高田市老人保健特別会計補正予算(第1号)につきましては、平成19年度分の国・県負担金の一部が、予算の都合により、平成20年度に交付されることになり、平成19年度決算の歳入が不足する見込みとなり、その不足分を平成20年度予算から補填する措置を行ったものでございます。

補正予算の総額は5,043万2,000円で、補正後の予算総額は6億9,284万6,000円となり、当初予算と比べ7.9パーセントの増となります。

報第1号の平成19年度豊後高田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、地域総合整備資金貸付事業、道整備交付金事業及び小学校施設整備事業の繰越額及びその財源内訳について、報告するものでございます。

報第2号の平成19年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、ケーブルテレビ施設整備事業の繰越額及びその財源内訳について、報告するものでございます。

次に、予算以外の議案及び報告についてでございますが、各議案の末尾に提案理由を付してありますので、そのすべてについての説明は省略し、主なものについてご説明申し上げます。

第43号議案の豊後高田市地域農業基幹施設条例

の制定につきましては、旧くにさき西部農業協同組合から無償譲渡を受けたライスセンター及び堆肥センターを、公の施設として設置し、それらの施設の円滑な運営及び維持管理について必要な事項を定めるものです。

第44号議案及び第45号議案の公の施設の指定管理者の指定につきましては、当該2施設を管理させるために、大分県農業協同組合を指定するものでございます。

第46号議案の豊後高田市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、個人住民税の寄付金税制の拡充、証券税制、公益法人制度改革、住宅税制及び個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入でございます。

第3号報告の豊後高田市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、住宅新築軽減の期限延長等で納税者が不利益とならないように平成20年4月30日付けで専決処分しましたので、承認を求めるとのことでございます。

第51号議案の豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額について、それぞれ限度額を規定し、また、75歳以上の方が後期高齢者医療制度へ移行した場合、その世帯の国民健康保険の被保険者等に対して軽減措置を規定するものでございます。

第52号議案の豊後高田市立幼稚園条例の一部改正につきましては、生活保護を受けている世帯に加え、市民税の所得割が非課税となる世帯についても、授業料の免除を行うものでございます。

第53号議案の豊後高田市営住宅条例の一部改正につきましては、市営住宅の入居者や周辺住民の生活の安定と平穩を確保するため、市営住宅に暴力団員を入居させないこととするものでございます。

報第3号から報第6号までにつきましては、豊後高田市土地開発公社、株式会社スパランド真玉、社団法人豊後高田市農業公社及び豊後高田市観光まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類を提出するものでございます。

以上で本定例会に提案いたしました議案及び報告

についての説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（中山田健晴君） 次に、これより第42号議案から第53号議案まで及び第1号報告から第3号報告まで並びに報第1号から報第6号までの質疑に入ります。

初めに、議員各位にお知らせします。

質疑及び質問に関連して、9番明石光子君及び22番大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議長（中山田健晴君） 次に、この際議事整理のため申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせの発言時間内においてお願いいたします。また、質疑は通告に基づき行ってください。

なお、執行部は質疑通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について質疑があった場合は、議長にお知らせください。

議案質疑通告表の順序により発言を許します。

議長（中山田健晴君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。それでは、議案質疑並びに関連一般質問を始めたいと思います。

最初に、第42号議案、補正予算についてですが、今回は、学校給食費を1,300万ほど、1,359万の補正をするものですが、あと、組み替えなどもありますので、若干、質問、質疑をしたいと思うんです。

今回、先程の市長の説明で、4月から学校給食の調理の委託業務を開始する予定だったけれども、断念をせざるを得なくなったという説明がありましたが、今回の補正では、その委託料が3,700万円減額をする。その分、職員の給与や手当、また、などなど人件費の関係の増額予算になっておりますが、その今回の補正、組み替えの理由についてもう少し説明をしてもらいたいと思います。

次が、関連一般質問で、給食費の保護負担の問題についてであります。

ご承知のように、食材などが次々と高騰をしまして、新聞報道などでは、県内でも全国各地でも学校給食の保護負担を若干引き上げなければ運営できない事態になってるところがあることが報道されています。

よって、市民の間からも、合併してやっといま、全市内一本の給食代金になったんだけど、この物価高騰ということを利用して、また引き上げられるんじゃないかという心配の声があるわけでありませう。市民の生活実態というのは、なかなか給料も上がらない、そして仕事もない。一方では、次々と物価が上がってもう家計が非常に厳しいし、特に、子どもを何人も育てるということになると、教育費の保護負担というのは、保護者負担というのは、市民生活にとっての最も大きな問題、子どもをもう一人産むか産まないかというその判断基準になるほど、子どもの保護負担の問題が家計に響いています。

よって、私は、豊後高田市においては、もういいよになったときには、市が何らかの助成をする。前の旧市長、倉田市長時代には、米についても、あるいは牛乳についても、若干市独自の助成措置をとったことがあります。そういうことも参考にしながら、何とか、たとえば、食材費が高騰してなかなか財政的には厳しいものがあっても引き上げるという、保護負担の引き上げではなくて、市が助成措置などをもって保護負担の引き上げを阻止するべきではないかと思うんですけれども、見解を求めます。

その関係で、ある保護者から、うちの子どもは不登校になってる。不登校の議会で質問をした人があって、議会だよりに載ってるけれども、あの教育委員会の回答は間違いなんやと、もう少し不登校の人が多いんやという声も聞きましたが、私は、ここで給食代の問題で問題にしたいのは、その不登校になっておっても給食代はちゃんと納めると、給食は食べないと。いま、美和のあの桂陽小学校の分校でピリピの授業が始まりまして、ピリピについても、高田中学校などからも何人も生徒が通っているわけですが、そこで、当初は、給食を出すんだ出さんだという、保護者の中でも給食を期待した声があるんですけれども、なかなかそこに通う人が安定しないと、あるいは、去年は4日間だったけん、今年はもう3日間に変えたということもあってですね、実際には給食事業をやっていない。しかしながら、給食は食べないけれども、給食代だけは納めなければならないという不満の声が聞かされました。

実は、私は3月の議会で、教育委員を選ぶ人事案件の中で、高田中学校の校長である河野 潔校長ですね、元の校長が、校長室に大分合同新聞の記者を呼んで、今日はカレーですよ、食べませんか、今日は何ですよといって接待をしておったと。自分の金

6月10日

で食堂から出前を取ったのではなくて、いわゆる人の禪で相撲を取るちゅうんですかね、これ贈収賄に当たるかどうかちゅう問題が問われる問題。そこまでは3月では指摘しませんでした。今日もですね、そこを問題にしてるんじゃないんです。

いわゆる休んでる子どもや職員の給食をね、その分は私は給食センターに、もう実は今日は何人分減してくれというように言えばね、食材が上がっても給食費については節約できると思うんですよね。それを、今日は職員が休んでるもの、生徒が休んでるもの、あー、教室に行って飯ちょっと取って来いと、云々というようなことになるとね、これはやっぱり保護者が怒るのは当然だと思うんですよ。

だから、そういうことを、記者を校長室に呼んで飯を食わせるなんちゅうことはね、教育者のすることじゃないじゃないかと、そういう人物は教育委員としてふさわしくないという指摘をしたことがあります。

今日、指摘してるのは、そういう欠席している子どもあるいは職員の分を減らさないでですよ、給食センター止めないで、別に回すなんていうことがあつよいのかと。不登校など長期欠席してる者についてはね、給食を作らないと。その分給食代は貰わないという措置をとらないとね、こんだけ生活が厳しい中でこんな無駄はないと思うんですよ。無駄だから大分合同の記者に食べさせるちゅうのも、これも問題ですよ。当然、私は保護者負担を軽くしてあげるべきだと思うんです。

その辺で、不登校やピリブに通っている子どもたちの給食、あるいは給食を徴収する実態などについてね、明らかにしてもらいたい。何とかこれ改善してもらいたいと思いますが、見解を求めます。

次が、第43号議案であります。

これは、先程市長が説明があったように、これまで農協が管理しておったライスセンターや堆肥センターを市が無償で譲り受ける、その分、市の公の施設として設置をするが、次の44号議案、45号議案との関連で、指定管理に出すんやと。いままで農協が管理運営しておったが、一旦市に貰って、その代わりまた管理運営は市に、新しい合併した農協にお任せするという措置をとるための条例なんですけれども、私が聞きたいのは、そうすることによって、これまでと違って、農協において、一番大事なのは、その農協組合員、農民においてどういう影響が出るのか。市においても、市が無償で譲渡してもらって、

また無償で貸し出すということになって、市には今後財政負担が及ぶようなことはないかということが懸念されるんですけどね。その辺、市には問題ありません。農家の組合員についても一切影響ないんやと、このことによって利用料金が上がるとか、あるいは利用が一定の制限があるとかということもない、これまでどおりでいけるということなのか、あるいはこれまでより有利になるというのかね、その辺、影響、メリットやデメリットなどについて説明してもらいたいと思うんです。

それに関連する一般質問で、この東側にあります旧農協のライスセンターの跡地の問題です。これは、倉田市長時代に、新しい、農協が新しいライスセンターを造る問題で、なかなか農協独自ではできなくて、市がライスセンターを造ってあげると、それを無償で貸し出すという話がまとまり、その見返りに、いまのロマン蔵ですね、旧高田の農業倉庫とここのライスセンターを無償で譲渡するという約束ができたわけですね。これを早く譲渡しよ、譲渡しよちゅうことで、議会でもいろいろ議論をしてきました。

当初は、この跡に図書館を造るんだという話も随分ありました。倉田市長時代にはですね。何年も経ちました。やっと合併前に譲渡ができました。登記もできました。しかし、放置をされていますが、このいわゆる官庁街の一等地なんですけれども、この跡地について、このライスセンターの跡地について、今後どういう公の施設を造る考えなのか、何か検討されてるのか、今後どうしていくつもりなのか、これは市民の関心事でありますので、明らかにしてもらいたいと思います。

次が、51号議案の国保税条例の改定議案についてであります。

今回の改定は、大きくって三つですね。一つは、国保税は3種類あるんですけども、その中の一つが医療費分、いわゆる基礎課税額の最低限度額を、これまで56万であったものを47万に引き下げると。新たに後期高齢者医療が始まったことにより、いわゆる現役世代から新たに負担を取ることになり、これは国保からの後期高齢者支援金という名目で取るんですけども、それが新たに始まるんですが、始まったんですが、その最高限度額を、これまで0であったんですが、最高限度額を12万円に定めるというのが一つの改定ですね。

もう一つは、世帯の75歳以上の一人が後期高齢者医療に移行したと。その場合、もう一人が国保に

残ったと。いわゆる75歳未満の方ですね、未満の方。その分については国保に残る。その残った方については、いままで二人であっても平等割は同じ取られるけん、今度は条例改定で、平等割を、世帯平等割を半額に軽減をするという措置ですね。これが二つ目。

三つ目が、これまで子どもの扶養になっており社会保険などに加入してる方が、今度は後期高齢者医療に移行したと。しかし、もう一人の方が、65歳から74歳までの方は国保に加入させられる。その国保に加入した方についても、いままでは保険料無料であったんだが、今度はどうするかということで、これを減額をしよう、軽減をしようという特別措置なんですね。これが主な改定内容なんです。私が聞きたいのは、それぞれのこの条例改定によって影響を受ける世帯や人数、金額はどういうようになる見込みなのか。これによって国保税の収入が増えるか減るかが決まるし、今後の運営に影響すると思うので、どれだけの金額的にはどういう影響が出てくるのか、説明をしてもらいたいと思います。

関連一般質問では、国保税を何とか引き下げられないかということで、実は、3月議会の最終日に突然この値上げ議案を提案し、多数決で可決されたわけなんで、いよいよ市民に影響が出るのは、この7月分からなんです。それで、7月分から、8回豊後高田の場合納めるんですけども、大幅な値上げが実施されることになりました。

すでに国保税の調定事務は終了してると思うんです。よって、後期高齢者医療に移行したあと国保に残った人、その対象者が前年度と今年度比べた場合に、この3月の条例改定によって、今年度どれぐらいの影響が出るのか、どれぐらいの増税になるのか。それはもう数字が出てくると思うので、ちょっと明らかにしてもらったらと思います。

実は、いま、県下一斉に議会が始まっておりますけれども、3月に提案しなかったところ、あるいは去年の12月、3月に提案しなかったところは、今度の6月議会に国保税の条例改定案が出てくるんですね。例えば隣の宇佐でも、医療費分ね、基礎税額になる医療費分などについては、引き下げなんですよ。今回、後期高齢者の支援金が出たために、支援金を加えて、平均しましても、国保税加入者の一人当たりの税額、世帯当たりの税額というのはね、ほぼ前年度、昨年と今年と同じになるという改定案です。

特に7割軽減世帯など低所得者については、全世帯が引き下げになります。後期高齢者医療の支援金を加えても引き下げです。嘘ならば問い合わせてください。全部私資料持ってますけど。大分でも3月で議論しましたが、市長が大分合同新聞を読み上げて、高くなると言いましたけん、それは支援金を足したときに大分は高くなりました。隣の宇佐の場合は、支援金足してみても高くないですね。大分は医療費分は引き下げなんですよ。引き下げです。高田の場合は医療費分も引き上げる、新たに後期高齢者支援金も取る。そして介護納付金も引き上げた。だから大幅な引き上げになったわけですね。だから私は宇佐のいま資料を分析して、高田のもの比べてみるけれどもね、高田の場合ね、これはちょっと異常じゃないかと思うんですね。計算ミスがあるんじゃないかと思うんです。いわゆる試算ミスですね。結果見ないと、それは、結果で勝負ですけど。別府の場合はね、8億円赤字があるんですよ。この8億円の赤字を3年間で解消するから若干値上げせざるを得なかった。高田の場合は、いままで赤字はなかったんですよ。いままでですよ。

よって、上げ幅があまりにも大きすぎるんじゃないかと。もう一回試算をし直して、適正な税率に改正すべきじゃないか、見直しをすべきじゃないかと思うんですが、そういう考えがないのかどうか、見解を求めます。

次は65歳から74歳の問題なんです。実は、老人保健制度と同様に65歳から74歳の障がい者や寝たきりの方、人工透析を受けてる方などは、後期高齢者医療制度の対象になります。加入するのか、いや、従来の健康保険や国民健康保険に加入を続けるのかは、自らが判断することになっています。しかし、高田の場合、今回のこの資料を見ましたら、もう自動的に後期高齢者医療に加入させる、国保に残ったのは8人しかないデータになっています。これ大分県調べてみました、高田がこれは最低ですよ。

ということは、厚生省の指導どおりに関係者に周知徹底していない。どちらでも選べるんですよ、選ぶためにはちゃんと文書を出してくださいよ。文書を出さない場合は、自動的に後期高齢者医療に入ることになって入ってるわけですね、高田の場合。8人だけですよ、残ったのは。これは、いまの新しい課長には責任が全くありません。前の問題ですね。3月末までの問題なんです。

6月10日

よってね、自ら判断できるんだけど、自分が申請しない場合は、自動的に後期高齢者医療に入ってしまった。しかし、すでに老人保健制度に加入している人は、いわゆる脱退届を出さない限り、脱退届を出さない限り自動的に入ってしまったが、今後脱退しようと思ったら自由に脱退はできる。自由に脱退できることになる。国保に戻ることもできることになっているわけね。

問題なのは、後期高齢者医療に入ったほうが得なのか、前の保険に戻ったほうが得かということはいろんな基準がありますね。医療費の自己負担の問題から保険料の問題からあるわけなんですけれども、その辺詳しく私なりに説明したら長くなりますから、もう時間がね、20分経ちましたからしませんが、何とか関係者に対して、あなたとは国保のほうはこうなりますよ、いや後期高齢者医療になったら、こうこうこうなりますよというふうなね、どちらが得かは自分で判断してくださいと、いまから脱退できるのはいつでもできますよという判断ができるようなね、パンフレットというんですか、チラシというんですかね、そういうものを作って周知をさせるべきじゃないかと思うんですが、その点どう考えるのかお尋ねをいたします。

次が、幼稚園の条例の一部改正議案についてであります。

昨年の6月議会でも条例改定やりましたけども、そのときから改めて指摘をしまして、何とか文部科学省が、授業料の減免規定を毎年毎年改善をしてきてるんだから、豊後高田の場合も改定しないとおかしいじゃないかと。しかし、その分は全然当たってなかったんですね。よって、見直す考えを前の教育長は表明しておりましたけれども、とうとう昨年度は年度内に改定しなかって、それで、3月議会でも改めて私が問題にしたわけですね。で、まあ今回こういう改定になりました。

今回の改定の中身は、文部科学省の補助基準よりもいわゆる上回る、いわゆる市民税の所得割の非課税世帯についても全額免除するというね、これが県内では最も減免率の高い減免制度でね、このことは評価をいたします。

よってですね、そのことは評価するんですが、昨年の分ね、その前の年のことは言わないけん、せめてね、昨年の6月議会で指摘して、見直すことを約束したんだから、今度の場合、今度の議会でも、4月に遡るんですよ。4月分まで遡って減免

するんですが、昨年度分についても4月に遡ってね、せめて文部科学省の補助基準のところで、な、今度の条例をそのまま4月に遡るじゃ、とこまで言いません。せめて文部科学省の基準のところまでは、昨年4月分まで遡ってですね、減免措置をすべきだと思うんですけども、その辺どう考えてるのかお尋ねいたします。

次は関連一般質問なんですけれども、私立の幼稚園についてもですね、これは今度は減免制度と言わないんです。就園奨励費補助金制度ですね。これまで豊後高田市は実施してなかったんですよ。そのときに私が勉強しましてね、問題にしまして、4、5年かかりましたけども、佐々木市長時代に。とうとう高田にも実施するようになりました。これは、豊後高田市内の私立幼稚園の就園奨励費については、日本一ね、いわゆる文部省の、文部科学省の基準どおりのものが交付されていますね。全国的には、まだ全然実施してないところも随分あるんですよ。実施してるけれども予算の範囲内でね、減額されることもあるんです。文字通り、うちの場合は文部科学省の補助基準どおりにやっています。プラス市独自の上乗せも一部ね、所得のある方についてはやっております。それは結構なんです。ね、これはずっと続いているんですよ。

ところが、今年でも、夢いろ、真玉幼稚園で、3歳保育で抽選で外れた方が随分ありましてね、その方はやむなくね、市内の幼稚園よりは宇佐市の幼稚園に、宇佐市の三つの幼稚園に行くわけですね。送り迎えしてくれるしね、幼稚園の中身がいいということで、それはもう止めることができないんですよ。本人の自覚の問題ですからね。行ってるんですよ。ところが、同じ市民税を出しながら、就園補助金制度というのは市の事業なんですね、市長がやる事業なんですよ。夢いろに入れなかった、だから宇佐市に行ったという方についてもね、それは市内の幼稚園と同じように就園奨励補助金を交付すべきなんですよ。ところが、高田の場合は半額に削られてるわけですね、半額にずっと削られてきてるんですよ。これはちょっとおかしいんじゃないですか。所得の高い人には市独自で出すまでやってるんですよ。ところが、宇佐に行ってる方は、文部省の基準どおり出したら文部省のほうから3分の1助成ももらえるんですよ。助成がもらえる事業を、半額に削って文部科学省から助成ももらってないんですよ。これ市民から不公平だと言われるでしょう。市の職

員の中でも宇佐の幼稚園に通ってる人何人もおるようですよ。通わせてるね。おかしいと思いませんか。

だからこれについてはね、教育長も、教育長です、ね、教育長も新しくなりましたのでね、ちょっとね、内部で協議してもらって、これだけ教育のまちと言うんならね、いや、宇佐に行くことないじゃないかちゅう、なら何でね、定数を増やさないかちゅうことになってくるんですよ。定数に漏れた人とか行ってるわけでしょう。ね、入れなかった人たちが。だからその辺改善を図るべきじゃないかと思いますがどうか。

もう1点で終わりますが、夢いる幼稚園があれだけね、統合して立派な園舎になったんですけども、何人からの保護者からもね、何とかならんかなあち、今日も役員会で議論するけどなかなかから埒が明かんという。どういうことかと言ったら、私に見てくれと言うから見ましたけどもね、これまでの、例えば城台保育園にしても、美和の幼稚園にしても、草地の幼稚園も呉崎の幼稚園もずっと見ましたけども、ところがここの幼稚園のほうが軒が高いんですよ。軒が高くて軒が短いために、ちょっと東風吹けば、運動場だから風当たりがひどくて、ぱーっと廊下が全部濡れてしまうんですよ。だからそこに下駄箱を置いてるもんですから、園児が靴下を脱がないと靴下がびしょびしょになってしまうという、雨の日ももうそういう状況がずっと続いているわけですね。新施設でありながらね、何でそんなことになったんか。設計ミスではないかというように私は思えてならないんですよ。だからもう少しなんか、いまからでもビニール板を上張り付けるか、何とかすればかなり防ぐことができますね、できると思うので、その改善をする用意があるのかどうなのかね。

それから、新施設でありながら駐車場が狭い。あそこで車回すのも狭いということで、批判の声が高いんですけどね、なかなか土地の買収ができなかったそうなので、いまから、いますぐ土地買収しても難しいと思うのでね、せめてPTAが年に3回かね、1学期ごとにやられてますけれども、そのときに、花いろが休みの日、第2火曜と第4火曜が休みなんですけど、その日にPTAやってくればね、花いろ使えるのに、今度の7月の第1学期のPTAも金曜日であって、水曜日じゃないんやという苦情が出るんですよ。何とかそういうことも考慮するように、施設を造って、肝心な運営面ではそういうことになってるからね、いまから駐車場を造るちゅう、

造れば一番いいけども、造らなければ、いますぐできなければ、そういう運用なども改善をしてもらいたいと思いますが、見解を求めます。

以上であります。

議長（中山田健晴君） 教育庁総務課長奥田秀穂君。

教育庁総務課長（奥田秀穂君） 大石議員の第42号議案の学校給食費の補正予算に係るご質疑にお答えします。

今回ご提案いたしました豊後高田市一般会計補正予算（第1号）につきましては、先程市長より提案理由の説明が申し上げたとおりでございますけども、ご指摘の補正予算内容につきましては、通年分のセンター管理運営に係る経費を計上いたしましたものでございます。

それから次に、第52号議案の関連一般質問であります、夢いる幼稚園の施設整備についてお答えをいたします。

屋外廊下の雨天対策についてでございますが、園舎の構造上、教室横の軒を延長することは困難な状況であります。したがって、風雨の強い日には、必要に応じて、靴が濡れないよう下駄箱にビニールをかけるなど対策を講じるとともに、濡れて滑りやすくなった外側廊下では、園児にその旨注意を促すなど、適宜指導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） 教育庁学校教育課長早田義司郎君。

教育庁学校教育課長（早田義司郎君） 大石議員の第42号議案の関連一般質問について、お答えいたします。

給食費の保護者負担につきましてですが、本年度に入り、原油価格の上昇等により、サラダ油を始めとする食材の納入価格が上昇しています。今後も値上げが進むことも予想されますが、献立に工夫を行い、質を落とさず、本年度は現行の給食費で対応していきたいと考えております。

また、不登校児に係る給食費の支払いに関してありますが、該当児が適応指導教室ピリーブと学校の両方に行っているケースと、ピリーブだけに行っているケース、さらには全く行けていないケース、そういうものが考えられます。現時点では、ピリーブでは給食を準備できていませんので、現在ピリーブに入級している4名の生徒につきましては、学校

6月10日

側が保護者と相談をいたしまして、給食を準備するか否かを決定して対応しているところでありますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、52号議案につきましてお答えいたします。

議員からご質疑のありました幼稚園授業料の減免制度の拡充につきましては、本年4月に、平成20年度幼稚園就園奨励費補助金に係る国庫負担限度額についての通知があり、これまで小学校1、2年生に兄、姉を有する場合から、小学校1から3年生に兄、姉を有する場合と、変更になりました。これは、兄、姉の学年を上げることによって、子育て世代を支援する動きとなっております。本件につきましては、第1回定例会でご答弁申し上げたとおり、平成20年度からの実施に向け、国の基準を踏まえて協議をした結果、今回の条例改正をお願いするものであります。

次に、関連一般質問の私立幼稚園の就園奨励費補助金については、平成17年第1回定例会におきまして、大石議員から同様のご質問がございましたが、今年度3歳児で市内公立幼稚園へ入園した以外の者については、市内の私立幼稚園や保育園、さらに宇佐市の幼稚園へ就園したり、自宅で保護者が保育していると聞いております。公立幼稚園の募集定員については、幼児教育関係者等との協議の結果、決定したものであり、現時点では変更は考えていません。しかしながら、市内の私立幼稚園では就園定員に余裕があり、3歳児からでも入園が可能な状況であり、また市内公立幼稚園につきましても、4歳児や5歳児のクラスで同様に入園が可能であります。

また、市内の各幼稚園では、教育内容を充実させ、特色ある園づくりに取り組んでおります。特に、夢いる幼稚園では、今週から外部講師を招き、英会話やかきかたの講座を行っており、保護者のニーズに応えられる指導内容を準備し、内容の充実を図っているところであります。

また、国の補助は3分の1以内となっておりますが、ここ数年の補助の実績をみますと、4分の1程度となっており非常に厳しい現実もあります。さらに、市内私立幼稚園の充実、振興も図っていきたくと考えております。このようなことから、制度の拡充につきましては、困難であります。

次に、夢いる幼稚園の保護者会の開催日については、園がPTA役員と協議の上決定していくことではあります。園の駐車場が手狭であること等も考

慮に入れ、開催日を決定するよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 農林振興課長井上晃一君。

農林振興課長(井上晃一君) 43号議案、ライスセンター及び堆肥センターの管理運営について、お答えいたします。

両施設につきましては、旧くにさき西部農業協同組合が、県域農協合併をするに当たり、施設の処分が必要となり、市に無償譲渡の申し出がありました。市といたしましては、両施設とも公益性が高く、本市の重要品目である米、麦、大豆及び畜産経営に必要な不可欠なものであることや、麦の収穫時期を間近に控え、早急な対応と生産農家の利便性を確保する必要がある等判断するとともに、農協合併の支援策として、本年3月末をもって無償譲渡を受けたものであります。

これらの施設を利用するにあたっては、生産農家が料金、利用期間等において、従前どおり利用できるよう措置をいたしております。また、市におきましても、両施設を指定管理者制度に基づき、無償で大分県農業協同組合に指定を行うことで、施設の目的を効果的に達成できるものと考えております。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 財政課長野村信隆君。

財政課長(野村信隆君) 第43号議案の関連一般質問部分の御玉の旧ライスセンターの跡地の有効活用について、お答えいたします。

旧ライスセンターにつきましては、昭和46年度から昭和48年度にかけて、旧豊後高田市農業協同組合が事業主体となり、米、麦の集荷、乾燥施設として整備されたものでありますが、用途廃止された後、平成17年3月30日、旧くにさき西部農業協同組合からの寄付により、本市の普通財産として管理をしているところであります。

管理内容といたしましては、土地が7,941.83平方メートル、建物が旧集荷施設等の4棟で1,418.30平方メートルでございます。

現時点では、建物の形状等により使用用途が限定されていることから、現在、市内の事業者に対し、倉庫として貸し付けを行っているところであります。

以上であります。

議長(中山田健晴君) 保険年金課長南松豊久君。

保険年金課長(南松豊久君) 第51号議案、条例改正による住民負担についてお答えいたします。

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。今回の条例改正により、国民健康保険税の基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の限度額をそれぞれ47万円、12万円に定めるものです。改正前は、国民健康保険税の基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額を合算した56万円が課税限度額でございます。改正により56万円を超えることとなる世帯につきましては、平成19年度分を基に試算しますと、130世帯、税額にして368万2,700円が見込まれます。また、条例第25条の2に規定する減免対象者数につきましては、現在のところ5件を把握しております。金額については、まだ税が確定していないため、不明でございます。

次に、関連一般質問についてお答えします。

平成19年度の国保特別会計の決算見込においては、国の算定ミスによる特別調整交付金2,983万1,000円の追加交付がありました。さらに、基金の全額であります6,388万4,716円を取り崩しても、なお1,787万885円が不足することとなり、繰上充用させていただいたところでございます。

単年度収支では、約1億1,150万円の赤字となることから、税率を引き下げることが困難でございます。

次に、65歳以上の一定の障がいのある方で、これまで老人保健制度において障がい認定を受けていた方は、後期高齢者医療制度へ移行してありますが、障がい認定の取消しを申請することにより、国民健康保険へ戻ることも可能となっております。障がい認定に関する広報につきましては、本年1月の市報に掲載し周知したところでございまして、障がいの程度、年齢、世帯の状況など様々なケースにより違いがございますので、個別の相談に応じてきたところでございます。

今後におきましても、対象となる方の状況に応じた柔軟な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中山健晴君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 再質疑をします。

補正予算のことです。あまりにも簡単でちょっと理解ができなかったんだけど、ここに当初予算いま持っておりますが、当初予算のときには、調理業務などの委託は、4月から1年分の予算を組んでおったんじゃないんですかね。で、今回補正で3,

700万減額を委託料金するんだけど、そのことは4月からできなかったけども10月からはやるといことなのかどうなのか、ちょっと予算上でわからないんよね。当初予算では4,500万委託料組んでおりますね。

それと、当初予算を組むということは、もう4月から調理業務を委託できるという確信のもとで組んだと思うんですよね。それがなぜ4月からできなかったのか。その辺の原因をちょっと市民の前に明らかにしてもらえませんか。

私たちは委託を推進するものじゃありません。しかしながら、職員組合に対しても、あるいは教職員に対しても、それから保護者に対しても、一応説明をして同意をいただいているのは、4月からの民間委託だったと思うんですね。それができないということになると、端的に言うならね、安上がりを考えてやろうと。しかし、安上がりには業者のほうに応じてくれなかった。ね、だから直営でやるんだと。

そんならね、市長の先程の答弁では、とりえず直営を続けますということになればね、もうまた途中から委託に切り替えるじゃなくてね、もうしばらくね、直営を続けるべきだと思うんだけど、その辺、市長はそういう考え方なんですか。安上がりでね、パート職員で働かしてね、ちゅうのはね、やはり子どもたちの食の安心・安全という面からみてもね、保護者にとっては大変心配が出てくるんですね。だから、せっかく新しい施設ができたんだから、ね、あなた方は委託しようと思ったけども、業者が応じてもらえんということになればね、直営を続けるべきじゃないかと思うんですが、その辺どうなのか、明らかにしてください。

それからね、給食費の保護負担についてはね、何とか今年度については、そのままいこうということだけどね、やっぱり今後の姿勢の問題として、市長が教育のまちを提唱する以上ね、やっぱり中身の問題が問われますし、お母さん方が安心して子どもを産み、育てられるということはね、やはり子どもを産んでも保護者負担がね、そう重くなくても済むという条件整備をしてあげることがカギなんですよ。人口がどんどん減りまして、今度の市報を見ましたら、もう2万5,200人ほどになっていますね。どんどんどんどん減るばかりですよ。だから若い人の定住対策の一つとして、やっぱり給食代についてもね、前の倉田市長時代のように、何らかの方法で助成してでもね、引き上げしないと、来年度につい

6月10日

ても引き上げしないというような検討する用意があるかどうか、市長の子育て支援に対する考え方を聞いておきたいと思います。

それから、もう一つの不登校などの問題、先程の答弁聞いてもさっぱりわからんやね。私よく知ってるからわかるけど、いいですか、端的に聞きますよ、いまの話を、で、ほんなら去年まではね、河野 潔教育長が高田小学校ん校長をしよる時代ね、去年までは高田中学校においてですよ、実際には子どもには給食を食わせないけれども、給食代をもらったという人はなかったんですか。実際には食わしてないけど、給食代を払ってるちゅう親からの私に電話なんですよ。そういう事実はないんですか。

現在ね、美和分校のほうに4人通ってるんですけどね。保護者と協議して云々ちゅうけど、いまから協議するちゅうことなんですか。いまは、4月分からはどうなってるんですか。昨年度は7人通ってましたね、いまは4人しかないようですが。その昨年の7人の分について、ね、実際に給食食べさせてないけれども、給食代取った例はないんですか。今年の4人については、4人とも全然取ってないということなんですか。まちまちなんですよ、対応がまちまちです。私の調査によると、あなた方はどう把握してるんかと、聞き取りのときにちゃんと把握するように言ってるでしょう。現状どうなのかと。

保護者が言うのはね、それがね、私とこは給食代払ってね、欠席しとる分をね、欠席しとること分ってるのに、給食取ってね、新聞記者に食わせたちゃ何事かと、その当時の校長が教育長になっちゃった、何事かち怒ってるんですよ。怒るの当然ですよ、そらあ。だからそういう実態をね、ちゃんと明らかにして、間違いだったということ認めてね、今後改めると。その分は給食を減らさないかんでしょう。減らせばね、原材料費も減るわけやからね。その辺の実態をね、実態どうなってるんですか。いままでの実態はどうだったのかね、今後こう改善するということ明確にしてもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

それから、ライスセンターと堆肥センターの問題でね、これも従来と変わらないということなんですけど、今後、これは市の公の施設なんですよ。管理指定で出すわけなんだけど、今後建物や機材の大きな故障がきた場合ね、耐用年数が近づけば近づくほど故障が出る施設ですわね。その費用などは、農協で見てもらおうというのですか、市が負担するとい

うことなんですか。これでもう随分ね、いままではなかったものでしょう。無償で寄付受けたためにね、修理がうちがせないかんちゅうことになる。ちゅうことは、これどうかという問題もなってますんでね、それね、堆肥センターは農協のものやった。市が無償で受けて、また無償で貸すんやと。修理だけは豊後高田市がするといふればね、市はこれは負担増になるでしょう。その辺はどうなのか。

それから、利用料については市が決めることになってるわけよ。市の施設だから、議会で議決するんですよ。今回はこれでいくとなってるんだけど、今後も大幅な引き上げはしないんだと。いや、もう今度は市で議会にかけさえずら、農協は構うかとね、これやれるわけですよ。農協、意見聞かなくてもやろうと思ったらやれるわけでしょう。だけん、そのことはないんやということを確認しておいてよいかね。農家負担にね、農家負担が重くならないようにしてもらいたいので、改めて聞いておきます。

それから、旧御玉のライスセンターの跡地の問題でね、いま、倉庫で貸してるんですよ。ね、貸し賃をもらってるだけんことやね。あの倉庫の一部を貸すことで、貸し料をもらうことがこれが有効利用というように市長考えるんですか。市長の考え方聞きたいんですよ。もう少し、一等地だから今後こうこうこういうようにして跡地利用を考えると、その検討委員会などを作って検討するとか、何らかの方法をとる考えはないのか。いま、まあずーっと貸し倉庫で貸し倉庫業をやるんならね、それこそ市民にアピールしてやね、入札して貸すという方法もありますよ。そうすると、それはそれなりにね、貸し料だって増えると思うんですよ。その辺の基本的な考え方、もう少し改善、跡地の有効利用について、市長の考え方を聞きたいんです。先程の答弁、もうあまりにもなっちゃらん。ね。

それから、次が国保税の影響についてね、いま、最高限度額ともう一個だけはあったんやけども、もう一つの、これまでの扶養に入ってる方々の問題についてね、その一方の方が、国保に入った場合の減額措置についてはね、何もなかったんやけども、その辺なぜ説明できないのかね。どうなのか。

一方ではね、何か単年度赤字が、いまの答弁正確に聞いたらね、新年度に出るよう聞こえるんですよ。実際は、19年度の単年度で最終5月出納閉鎖を見てね、こういうことになったんですと。だけど、20年度はどうなんかと、ほんなら。そう言う

んならね、20年度の結果は、今度の条例改定を強行したために、黒字になることはないんですか。私は黒字になるという指摘してるんですよ。だからもう少し引き下げてよ。黒字にはならないという、あなた方は、とんとんゼロというね、去年は赤字やったけん、今年はとんとんゼロでいきますということなんですか。私は黒字になると、大幅黒字になるよりは、条例改定もう一回し直せと、試算し直せという指摘なんですよ。その辺どうなのか。

それから、65歳から74歳の問題ね。南松課長が、前の市報でも一応知らせただけだね、相談に応じたということなんだけど、それは前のことやわね。だから、そんなに前のこと言うんならば、これからは相談に応じていくということなんやけど、いままでの件で、後期高齢者に移行したほうが得なんですか、国保に残ったほうが得なんですかというね、相談受けた方が何件ありましたか。対象が173件ある、で、国保に戻ったのが8人しかないんやけどね、大分県で一番最低なんですよ。実際に、あの市報を見ただけではね、なかなか理解できない。そういうことは、自動的に全部後期高齢者医療に全部移行してしまったわけやね。これからは相談に応じていくと言うけれども、いままでの実績ですよ、3月末までに、3月までに申請せんといかんかったわけですね。3月末までにあなたの課長の前ん話やね、3月末までに、このことで国保に残りましょうか、後期高齢者でいいでしょうか、どちらがいいでしょうか、相談があったの、何件あったんですか。私は、いまの質問でやってるのは、何とか判断材料を提起するパンフレットやチラシをね、関係者に配って周知させたらどうでしょうかと。そして相談に応じてあげる。こっちのほうが税率は、保険料はこうなりますよと、医療費についてはこうこうなりますよと。全然違いますからね、医療費についてもね、保険料についても、損得計算したらこっちのほうが得ですよ。だからよって、こっちは脱退届を出して国保に戻ったが得ですよということになると思うんですよ。それは、選ぶ権利は住民があるんだけどね、判断材料を与えるのは行政ではないかと。厚生省の文書を見ても、ちゃんと判断材料を示せとなっているでしょう。ところが、いまの市報に載ってる程度では、なかなか市民が理解できないから、相談にも行かない状況があるんでね、もう少しわかりやすいものを出して市民に判断させるという方法をとれないかという質問です。

あとは、幼稚園の減免制度についてね、公立の幼稚園については、せめて19年度分のね、改正できないかということなんです。できないなら、できない理由を述べてもらいたい。教育のまちにふさわしいのなら、やっぱりしないとおかしいんじゃないですか。国から助成もらえるものも、助成申請もできない状況になってるんですよ。それが一つ。

それから、私立の就園奨励補助金についても、宇佐に通ってる方が人数が多いんですよ。それを半分削ってることを、せめて市独自のものについては言わないですよ。国が補助対象になってる分だけは、正規の国の補助対象まで引き上げると、ね、倍にするという方法をとるべきだと思うんですが、できないならできない理由を述べてください。ぜひしてもらいたいと思うんですが、明確な答弁を求めます。

議長(中山田健晴君) しばらく休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時39分 再開

議長(中山田健晴君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育庁総務課長奥田秀穂君。

教育庁総務課長(奥田秀穂君) 大石議員の再質疑にお答えいたします。

委託ができなかった理由でございますけども、昨年より委託に向けて準備を進めておりました業者の家族が病気になりまして、本年3月に当該業者より委託を断念する旨の申し出がありました。そのため、急遽直営で対応することとなったものでございます。それに伴う組替補正でございます。今後、来年度からの委託実施に向け進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 教育庁学校教育課長早田義司郎君。

教育庁学校教育課長(早田義司郎君) 大石議員の再質疑及び再質問にお答えいたします。

給食費につきましては、今年度は先程ご答弁申し上げたように、値上げせずにいきたいと考えております。今後につきましては、今後の状況をみながら検討していきたいと、そういうふうに考えます。

それから、不登校児の給食の件であります。昨年度高田中学からピリブ等に通っている生徒は5名でありまして、うち3名が給食を止めております。2名につきましては、保護者が給食を学校で準備を

6月10日

してくれと、そういう保護者の願い、そういう協議の中で給食を実施しているところでもあります。

それから、現在4名中、1名は止めております。先程も述べましたように、うち3名につきましては、保護者とも協議の末のことです。

それから、公立幼稚園の授業料の減免、19年度分につきましては、前回の定例会の中で、今年度つまり19年度は、現行のままで対応していきたいと、そして来年度については、先程も申しましたように、国の補助基準を入れた減免制度で実施していきたいと、そういうことですので、ご理解をお願いいたします。

それから、私立の幼稚園の就園奨励費、他市に行っている分につきましてはありますが、本市のこの制度に対する考え方というのが、先程もご答弁申し上げましたが、3歳、4歳とか年齢区分ごとでどうだということではなくて、全体として入園をできるんだということ、市内の幼稚園はまだまだ入る余裕があるということ、それから公立幼稚園の非常に教育内容も充実してきておるといこと、それから3点目に、国庫補助が、先程も申しましたように3分の1ですが、実際には4分の1しかないというそういう実情、それから4点目に、市内の公立、私立の幼稚園の振興、そういうものを総合的に判断してこの制度でありますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長(中山田健晴君) 農林振興課長井上晃一君。

農林振興課長(井上晃一君) 再質問にお答えいたします。

今回の事案につきましては、農協合併の支援策としての措置でありまして、ご質問の建物等の修理につきましては、指定管理者制度の中で、指定管理に関する基本協定の中で、これまでどおり農協の負担としておりますし、また、利用料金につきましても、双方協議のうえ、市の承認を受けるというふうになっております。

以上であります。

議長(中山田健晴君) 財政課長野村信隆君。

財政課長(野村信隆君) 大石議員の再質問にお答えします。

跡地につきましては、議員ご指摘のように、重要な場所として認識をしているところでございます。現在、貸付契約が平成22年の3月31日まで残っておりますので、それ以降に考えていきたいというふう

に思っております。よろしくお願ひします。

議長(中山田健晴君) 保険年金課長南松豊久君。

保険年金課長(南松豊久君) 大石議員の再質問の中で、扶養に入っていた方が国保に残った場合の対象者数、金額等なんですが、扶養に入っていた方については、新しく国保に残った場合については、平等割が5年間半額になります。まあしかし、国保税が確定していないため、税額対象者数については不明でございます。ご理解願ひします。

20年度は黒字になるのかということの質問でございますが、国保税は19年度の所得により試算しておりますので、現段階では黒字になるかどうか等は不明でございますが、基金をすべて取り崩した状態でございますので、厳しい財政運営になると思われれます。

それから、65歳から74歳の方の障がい者による、国保へ戻ることの相談件数でございますが、11名の方の個別相談を受けております。8名の方が取消し申請をし、国保のほうに戻ったところでございます。今後も障がい者については、広報紙や身障福祉会を通じて制度の周知に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長(中山田健晴君) 大石議員に申し上げます。時間が迫っておりますので、それを充分含みおきご質問お願ひします。

22番(大石忠昭君) あのね、答弁が明確じゃなかったんで簡単に。

給食費のことでね、実際に給食費を全く取らないという人が、何人かいままであつてるのかね、何人あつてると。しかし、実際は給食を食べてないけど、取った人が何人おるんか。その辺がちょっと、それがわかればいい。そして、今後それを改善しようということに対してどうかということですね。

それからもう一つは、委託料のことについてね、なんか家族が病気で委託できなかったということなんで、そうじゃなくて、委託料の金額で折り合わなかったんじゃないんですか。ほんなら来年も同じ金額で委託するということですか。それだけ。

議長(中山田健晴君) 教育庁総務課長奥田秀穂君。

教育庁総務課長(奥田秀穂君) 大石議員の再々質問にお答えいたします。

辞退した理由は先程述べたとおりでございます。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 教育庁学校教育課長早田

義司郎君。

教育庁学校教育課長（早田義司郎君） 大石議員
の不登校児の給食費についての再々質問にお答えいた
たします。

いまご指摘のあった部分であります、こちらの
ほうに転校して来た子どもにつきましては、もう向
こうのとき時点でも不登校になっておりまして、こ
ちらに1回も学校に来ないということで、その子に
ついては取っていないわけですが、ほとんどの子ど
もについては、最初学校に行っておりまして、そし
て徐々にピリブのほうに行くというような形でで
すね、そしてまた学校に帰ったりということで、ピ
リブという位置付けがですね、本来はもう学校に
戻す、その前段のそういう教室であるわけですので、
なかなか、取った取らないというのがですね、把握
できていないというのが現状であります。

ところが、一つの目安といたしまして、連続7日
以上給食を食べない場合には、1週間ぐらい前に連
絡してくればストップすることはできますし、そ
れにつきましては、学校保護者等にも通知をしてい
る状況でありますので、今後ともそういうふうな子
どもにおきましては、保護者と充分協議をしてやっ
ていきたいと思えます。

以上です。

（ 22番（大石忠昭君） いままでは取っちゃっ
たということでしょう。それを言ってるわけよ。取っ
ちよったんじゃないかということを使うわけです。
それ答えてねえじゃねえか。）

議長（中山田健晴君） これにて質疑を終結いた
します。

ただ今議題となっております、第42号議案から
第53号議案まで及び第1号報告から第3号報告ま
でについては、お手元に配付いたしました議案付託
表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたし
ます。

議長（中山田健晴君） 以上で本日の日程は全部
終了いたしました。

次の本会議は、明日午前10時に再開し一般質問
を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時53分 散会

豊後高田市議会議員 中山田 健 晴

豊後高田市議会議員 北 崎 安 行

” 川 原 直 記

地方自治法第123条第2項の規定によりここに
署名する。